令和５年度公共施設の使用料助成について

1. 助成内容

　理事会や地区社協総会等の役員会議を含め、使用料の支払いが明らかになる地区社協主催事業で公共施設の会議室などを使用した場合に、その使用料実費を助成します。

（ただし、ボランタリーハウス事業や他団体が主催する事業は除きます）

1. 助成範囲

　「公共施設免除団体カード」を使用できない施設（公民館等）の使用料

1. 請求手続き

一括請求・一括支払いとしますので、令和５年度中の使用料分を

**令和６年３月４日（月）**までに請求書及び領収書の写しを添付し提出してください。

1. その他

　地区社協会計では、市社協からの助成金として「地区社協交付金」と「メニュー事業助成金」とは別に、「地区社協運営費助成金」という科目を設けて処理をしてください。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人

各務原市社会福祉協議会長　あて

　　　　　地区社協名

会　　　長　　　　　　　　　　印

令和５年度　公共施設会議室使用料助成金請求書

請求金額　　　　　　　　　円

但し、地区社協事業実施にかかる会議室等使用料として（詳細別紙）

※領収書の写しを添付してください

令和５年度　地区社協公共施設会議室使用料助成金明細

地区社協名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 事業名 | 実施日 | 使用施設 | 使用料金 |
| １ |  | 月　　日 |  | 円 |
| ２ |  | 月　　日 |  | 円 |
| ３ |  | 月　　日 |  | 円 |
| ４ |  | 月　　日 |  | 円 |
| ５ |  | 月　　日 |  | 円 |
| ６ |  | 月　　日 |  | 円 |
| ７ |  | 月　　日 |  | 円 |
| ８ |  | 月　　日 |  | 円 |
| ９ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １０ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １１ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １２ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １３ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １４ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １５ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １６ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １７ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １８ |  | 月　　日 |  | 円 |
| １９ |  | 月　　日 |  | 円 |
| ２０ |  | 月　　日 |  | 円 |
|  | | 合　計 | 円 | |